

さいたま市規則第39号

さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市環境影響評価条例施行規則（平成17年さいたま市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の<u>修正等</u>（第31条・第32条）</p> <p>第5節～第7節 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 補則（第46条<u>—第49条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（調査計画書等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第7条第2項の規定により市長に提出する調査計画書及びこれを要約した書類（以下「調査計画書等」という。）並びに環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類の部数は、それぞれ<u>市長が別に定める部数</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（調査計画書等の縦覧）</p> <p>第6条 条例第9条の規定による縦覧の日時は、さいたま市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査に関する手続等</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の<u>変更等</u>（第31条・第32条）</p> <p>第5節～第7節 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 補則（第46条）</p> <p>附則</p> <p>（調査計画書等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第7条第2項の規定により市長に提出する調査計画書及びこれを要約した書類（以下「調査計画書等」という。）並びに環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類の部数は、それぞれ<u>100部</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（調査計画書等の縦覧）</p> <p>第6条 条例第9条の規定による縦覧の日時は、さいたま市の休日（平成13年さいたま市条例第2号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p>

- (1) [略]
- (2) 関係地域が含まれる区の区役所
- (3) [略]

(準備書等)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第14条第2項の規定により市長に提出する準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）の部数は、それぞれ市長が別に定める部数とする。

4 [略]

(準備書等の縦覧)

第10条 条例第15条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 関係地域が含まれる区の区役所
- (3) [略]

(公聴会の記録)

第26条 主宰者は、公聴会が終了したときは、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(評価書等)

第28条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により市長に提出する評価書及びこれを要約した書類（以下「評価書等」という。）の部数は、それぞれ市長が別に定める部数とする。

3 [略]

(評価書等の縦覧)

第30条 条例第22条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 関係地域が含まれる区の区役所
- (3) [略]

第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の修正等（第31条・第32条）

- (1) [略]
- (2) 区役所
- (3) [略]

(準備書等)

第8条 [略]

2 [略]

3 条例第14条第2項の規定により市長に提出する準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）の部数は、それぞれ100部とする。

4 [略]

(準備書等の縦覧)

第10条 条例第15条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 区役所
- (3) [略]

(公聴会の記録)

第26条 主宰者は、公聴会が終了したときは、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、これに署名押印の上、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(評価書等)

第28条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により市長に提出する評価書及びこれを要約した書類（以下「評価書等」という。）の部数は、それぞれ100部とする。

3 [略]

(評価書等の縦覧)

第30条 条例第22条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 区役所
- (3) [略]

第4節 環境影響評価調査計画書及び環境影響評価準備書の変更等（第31条・第32条）

(条例第24条第1項の規則で定める修正)

第31条 条例第24条第1項の規則で定める軽微な修正は、別表第4の左欄に掲げる対象事業の種類に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の基本的な諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。

2 条例第24条第1項の規則で定めるその他の修正は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する修正

(2) 別表第4の左欄に掲げる対象事業の種類に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の基本的な諸元以外の諸元の修正

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(条例第29条第1項の規則で定める修正等)

第33条 条例第29条第1項の規則で定める軽微な修正又は変更（以下「修正等」という。）は、別表第4の左欄に掲げる対象事業の種類に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の基本的な諸元の修正等であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。

2 条例第29条第1項の規則で定める修正等は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する修正等

(2) 別表第4の左欄に掲げる対象事業の種類に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の基本的な諸元以外の諸元の修正等

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正等（条例第22条の規定による公告を行った後の変更については緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

(事後調査書等)

第38条 [略]

2 条例第35条第2項の規定により市長に提出する事後調査書及びこれを要約した書類（以下「事後調査書等」という。）の部数は、それぞれ市長が別に定める部数とする。

(変更内容検討書等)

第31条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める書類は、変更内容検討書（様式第4号）とする。

2 事業者は、条例第24条第1項ただし書の承認を受けようとするときは、調査計画書・準備書記載事項変更に係る手続等免除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(手続の免除を受けることができる場合等)

第33条 条例第29条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 対象事業を実施しようとする区域内において対象事業の規模を縮小する場合

(2) 環境の保全のために対象事業の内容を変更する場合

2 事業者は、条例第29条第1項ただし書の承認（第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条第5項の承認を含む。）を受けようとするときは、対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(事後調査書等)

第38条 [略]

2 条例第35条第2項の規定により市長に提出する事後調査書及びこれを要約した書類（以下「事後調査書等」という。）の部数は、100部とする。

3 [略]

(事後調査書等の縦覧)

第40条 条例第36条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 関係地域が含まれる区の区役所
- (3) [略]

(事後調査の実施の引継ぎの届出)

第41条の2 [略]

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第42条 [略]

2 条例第40条第1項及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
条例第29条第1項	事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を <u>修正し、又は変更して</u> 対象事業を実施	[略]
	[略]	
[略]		

3 条例第40条第1項及び第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第31条第1項	対象事業	都市計画対象事業
第31条第2項第2号	<u>対象事業</u>	<u>都市計画対象事業</u>
[略]		
第33条第1項	[略]	
第33条第2項第		

3 [略]

(事後調査書等の縦覧)

第40条 条例第36条の規定による縦覧の日時は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 区役所
- (3) [略]

(事後調査の実施の引継の届出)

第41条の2 [略]

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第42条 [略]

2 条例第40条第1項及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
条例第29条第1項	事業者は、評価書に記載された対象事業の内容を <u>変更して</u> 対象事業を実施	[略]
	[略]	
[略]		

3 条例第40条第1項及び第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第31条第2項	<u>事業者</u>	都市計画決定権者
[略]		
第33条第1項各号	[略]	
第33条第2項	事業者	都市計画決定権者

第2号	対象事業	[略]
[略]		
別表第1から別表第4まで	[略]	[略]

4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、事業者が評価書に記載された都市計画対象事業の内容を修正し、又は変更して当該都市計画対象事業を実施しようとする場合は、事業者が、当該都市計画対象事業について、条例第2章第1節から第7節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。ただし、第3項の規定により読み替えて適用される第33条第1項又は第2項第2号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

6 [略]

(環境影響評価に係る書類等の公開の期間)

第47条 条例第56条の2の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して30年を経過する日までの期間とする。

(公開の同意)

第48条 事業者又は都市計画決定権者（以下「事業者等」という。）は、条例第56条の2の規定による公開の同意を行う場合には、同条各号に規定する書類と併せて、公開同意書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

(公開の取消)

第49条 事業者等は、前条の規定により同意した環境影響評価に係る図書の公開を取り消す申し出をする場合には、公開取消申出書（様式第19号）を市長に提出するものとする。

別表第4（第31条・第33条関係）

事業の種	事業の基本	手続を経ることを要
------	-------	-----------

	対象事業	[略]
[略]		
別表第1から別表第3まで	[略]	[略]

4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、事業者が評価書に記載された都市計画対象事業の内容を変更して当該都市計画対象事業を実施しようとする場合は、事業者が、当該都市計画対象事業について、条例第2章第1節から第7節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。ただし、第3項の規定により読み替えて適用される第33条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 条例第11条第2項の規定は、市長が前項ただし書の承認をする場合について準用する。

7 市長は、第5項ただし書の承認をした場合であって、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。

8 事業者は、第5項ただし書の承認を受けようとするときは、対象事業の内容変更に係る手続等免除承認申請書を市長に提出しなければならない。

9 [略]

類	的な諸元	しない変更等の要件
1 道路 の建設	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 放水 路又は 堰 <small>せき</small> の建設	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
3 鉄道 又は軌 道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表本線路施設区域（別表第1第3項に該当する対象事業が実施されるべき区域から操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下	本線路の増設がないこと。

	同じ。)の 数	
	鉄道施設の 設計の基礎 となる列車 の最高速度	鉄道施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度が地上の部分に おいて10キロメー トル毎時を超えて増 加しないこと。
	操車場等の 区域の位置	新たに操車場等の区 域となる部分の面積 が変更前の操車場等 の区域の面積の10 パーセント未満であ ること。
4 飛行 場の建 設	滑走路の長 さ	滑走路の長さが10 パーセント以上増加 しないこと。
	飛行場及び その施設の 区域の位置	新たに飛行場及びそ の施設の区域となる 部分の面積が10ヘ クタール未満である こと。
5 工場 又は事 業場の 建設	施行区域の 位置	新たに施行区域とな る部分の面積が変更 前の施行区域の面積 の10パーセント未 満であること。
	排出ガス量	排出ガス量が10パ ーセント以上増加し ないこと。
	排出水量	排出水量が10パー セント以上増加しな いこと。
6 廃棄 物処理 施設の 建設	処理能力	1日当たりの処理能 力が10パーセント 以上増加しないこと。
	施行区域の 位置	新たに施行区域とな る部分の面積が変更 前の施行区域の面積 の10パーセント未 満であること。
7 下水 道終末 処理場 の建設	施行区域の 位置	新たに施行区域とな る部分の面積が変更 前の施行区域の面積 の10パーセント未 満であること。
8 高層 建築物 の建設	建築物の高 さ	建築物の高さが10 パーセント以上増加 しないこと。
9 大規	建築物の延	建築物の延べ面積が

模建築物の建設	べ面積	10パーセント以上増加しないこと。
10 研究施設の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
	化学物質取扱量	年間の取扱量が10パーセント以上増加しないこと。
11 浄水施設の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
12 公園の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
13 電気工作物の建設	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
	排出ガス量	排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
14 住宅団地の造成	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
15 工業団地の造成	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
16 流通業務施設用地の造成	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
17 学校用地の造成	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であること。
18 土	施行区域の	新たに施行区域とな

地区画 整理事業	位置	る部分の面積が変更 前の施行区域の面積 の10パーセント未 満であること。
19 開 発行為 に係る 事業	施行区域の 位置	新たに施行区域とな る部分の面積が変更 前の施行区域の面積 の10パーセント未 満であること。
20 前 各項に 掲げる ものの ほか、 これら に準じ る事業 として 定める 事業	土地の改変 区域の位置	新たに土地の改変区 域となる部分の面積 が変更前の土地の改 変区域の面積の10 パーセント未満であ ること。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第5号（その1）及び様式第5号（その2）を次のように改める。

様式第5号（その1）及び様式第5号（その2） 削除

様式第9号（その1）から様式第9号（その3）までを次のように改める。

様式第9号（その1）から様式第9号（その3）まで 削除

様式第17号の次に次の2様式を加える。

様式第18号（第48条関係）

公開同意書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次の環境影響評価関係図書について、さいたま市環境影響評価条例施行規則第48条の規定により、次のとおり公開することを同意します。

市ウェブサイトへの公開

中央図書館及び関係地域が含まれる区内の図書館での公開

（図書名）

<著作権及び公衆送信権への留意>

著作権保護の明示	<input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 不要	
引用著作物の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有の場合 ・引用著作物 （ ） ・著作権者 （ ） ・不許諾の理由 （ ）
国土地理院への複製承認申請の必要	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有の場合 承認番号 （ ）

<ウェブ上の取り扱い>

ファイルの印刷	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可
ファイルのダウンロード	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可

【備考】

本図書の公開は、後続事業の効果的かつ効率的な環境影響評価の実施に資するものであり、後続事業の円滑な実施につながるものです。

様式第19号（第49条関係）

公開取消申出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付で公開の同意をしました、次の環境影響評価関係図書について、さいたま市環境影響評価条例施行規則第49条の規定により、当該図書の公開を取り消すことを申し出ます。

（図書名）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。